誓 約 書

私(私の家族:)は令和	年	月	日に	事故により
						 民健康保険法の規定によ
り医療費の全額						ことを誓約いたします。
		************			,,,,,	しだい指定期日までに返
還いたします。			• • • •			- · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
★参考 国民領	は康保険法の規定	とは・・・				
第60条・・・	被保険者が自己の	の犯罪行為に。	より、又に	は故意に	こ疾病にか	かり、又は負傷しときは
<u> </u>	当該疾病又は、負	傷に係る療養	の給付	等は行	わない。	
第61条•••	被保険者が闘争、	泥酔又は著し	い不行	跡によ	って疾病に	こかかり、又は負傷したと
	きは、当該疾病ま	たは負傷に係	る療養	の給付	等は、その	全部又は一部を行わな
	いことができる。					
第62条•••	保険者は、被保険	者又は被保険	食者であ	っった者	が、正当な	、理由なしに療養に関す
	る指示に従わない	ときは、療養の	の給付金	等の一部	部を行わな	いことができる。
第63条•••	保険者は、被保険	者若しくは被	保険者	であった	た者又は保	険給付を受ける者が、正
	当な理由なしに、	第66条の規定	官による	命令に	従わず、又	は答弁若しくは受診を
	拒んだときは、療	養の給付等の	全部又	は一部	を行なわな	い事ができる。
第64条•••	保険者は、給付事	由が第三者の)行為に	こよって	生じた場合	において、保険給付を
	行ったときは、その	の給付の価額の	の限度は	において	て、被保険	者が第三者に対して有
	する損害賠償の記	青求権を取得~	する。			
第65条•••	偽りその他不正の	行為によって作	保険給	付を受け	けた者があ	るときは、保険者は、そ
	の者からその給作	けの価格の全部	羽又は-	一部を復	女収すること	:ができる。
第66条•••	保険者は、保険給	付を行なうに・	つき必要	要がある	と認めると	きは、当該被保険者若し
	くは被保険者であ	った者又は保	以除給付	かを受け	る者に対し	、文書そのほかの物の
	提出若しくは提示	を命じ、又は	当該職	員に質問	問若しくは	診断をさせることができる
令和 年						
埼玉県建設国民						
理 事 長 齋	藤健次殿	組合員	住	所		
			-	£		
			氏	名		<u> </u>
			電 式2			
				·> —		